

幸福の科学グループ、4月から長生村で”私塾”開校 ～不認可後の大学用地・校舎を大規模に転用～

まち連だより



12・1月号



まち連HP

2014年10月31日付で不認可が通知された幸福の科学大学について、千葉県長生村に残った用地・校舎の行方が注目されていました。そのような中、宗教法人・幸福の科学は、2015年4月より「ハッピー・サイエンス・ユニバーシティ」(HSU)と銘打ったいわゆる”私塾”の開校を表明しました。新聞によれば、私塾は大学の土地・校舎とされていた不動産を転用、学部・人数等も大学設置申請と同規模で開校したうえで、大学認可のための動きを続けるとされています。

長生村村長は議会答弁で懸念を表明 「宗教施設として使われることには反対する」

私塾開校の動きの一方で、2014年11月7日には学園が文科省に対して異議申立(=後に「却下」が確定)を行いました。更には、幸福の科学グループ発行の書籍やHSUのWebサイトを通じた文科省への反論が活発化しています。

一方、私塾開校の地となる長生村では、不認可とされた大学と実質的に何ら変わらない場が設けられることに対して困惑と懸念の声が相次いでいます。

長生村で配布されたチラシによれば、2014年12月度の長生村議会において村長が「学生でなく信者が集まる不安」や「下水道料金が入らないことの不利益」、「村の商業に与える影響」を懸念し、「宗教施設として使われることには反対する」と答弁しました。

「仰木の里の地盤と建築裁判」「幸福の科学大学の不認可」 をまち連学習会で議論

2014年11月16日に学習会が開催され、建築裁判の過程で判明した仰木の里の地盤に関する考察と、幸福の科学大学設置不認可の経緯について詳しい説明がなされました。

特に大学不認可に対しては、文科省が大学教育として不適当と判断した内容で隣接する関西校での教育が行われている可能性への懸念や疑問が多く投げ掛けられました。参加した滋賀県・大津市の複数の議員からは今回の不認可の折に触れ、改めて議員間で連携・協力しながら学園を見守る旨のまとめがありました。



学習会の様子

那須校の教育実態を報じた記事への名誉毀損訴訟が判決。 東京地裁は全面的に請求を棄却。学園は控訴へ。

学校法人・幸福の科学学園が週刊新潮の記事を巡って行った訴訟に対し、2014年12月12日に東京地裁で判決がありました。結果は、学園の主張を全面的に退け、学園が求めた名誉毀損に対する損害賠償も謝罪広告の掲載も不要とされました。学園は同年12月24日に控訴しています。この裁判の発端は、2012年11月15日に発売された週刊新潮に那須校での教育実態が関係者の証言を引用しながら具体的にレポートした記事が掲載されたことでした。

裁判で明らかとなった学園の教育基本法への抵触行為

この裁判を通じては、記事の真偽を問うという形式ではありましたが、教育基本法に定める”**特定政党を支持する政治教育の禁止**”(第14条)や”**特定の宗教のための宗教教育の禁止**”(第15条)への逸脱についての追及があり、学園は以下の2点を認めました。

- (1) 「幸福実現党宣言」に基づく政治教育を授業で行っていたこと。 乙7号証
(証拠の授業配布プリント(=乙7号証)に反論せず、以後も争点としなかった)
- (2) 教頭が「週に10秒から15秒位しか霊言の話はしていない」と発言する等、
少なくとも社会科授業で恒常的に教義の根底である”霊言”に言及していたこと。



今回の那須校の裁判で真実とされたこれらの行為は、仰木の里の住民が関西校の設置前から投げかけていた懸念と残念ながら一致するものでした。滋賀県は、毎年「学校調査」を行うとしていますが、関西校の実態をありのままに把握し、指導することを求めています。

建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第12回 2015年1月29日(木)10時00分

第13回 2015年4月16日(木)11時00分

(場所) 大津地方裁判所

顧問弁護団による法律相談

申込み窓口: 京都第一法律事務所

電話(フリーダイヤル): 0120-454-489

※相談についてのプライバシーは厳守されます。

来年度のまち連活動へのご協力をお願い

今なお残る仰木の里の地域課題に対応すべく、2015年度も引き続きまち連として活動を行ってまいります。各自治会におかれましては、定期総会等での役員引継ぎの時期となりますが、改めてまち連活動の意義をご確認いただくと共に、来期に向けた支援体制の検討をお願い致します。なお、来期に向けた詳細はまち連より各自治会に対して呼びかけをさせていただきます。引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。